

平成27年第5回定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年6月16日（火曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	6月16日 10時00分 島袋義範議長宣言			
散 会	6月16日 15時19分 島袋義範議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	島 袋 義 範 議 員	7	渡久地 政 雄 議 員
	2	島 袋 勉 議 員	8	亀 里 敏 郎 議 員
	3	山 城 善 彦 議 員	9	知 念 一 邦 議 員
	5	内 間 広 樹 議 員	10	名 嘉 實 議 員
	6	仲宗根 清 夫 議 員	11	内 田 竹 保 議 員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島 田 勝 雄 君 主 査 知 念 一 史 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	内 間 常 喜 君
	建 設 課 長	並 里 晴 男 君	教 育 行 政 課 長	大 城 強 君
	農 林 水 産 課 長	知 念 吉 久 君	会 計 管 理 者	知 念 弘 和 君
	農 林 水 産 課 参 事	宮 里 政 喜 君	公 営 企 業 課 長	西 江 正 君
	福 祉 課 長	金 城 和 廣 君	商 工 観 光 課 長	東 江 民 雄 君
	医 療 保 健 課 長	亀 里 裕 治 君	政 策 調 整 室 長	宮 城 弘 和 君
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮 里 正 邦 君	住 民 課 長	西 江 忍 君
	総務課長補佐	山 城 直 也 君		
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

平成27年第5回伊江村議会定例会議事日程（第1号）

平成27年6月16日（火）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名（11番 内田竹保・2番 島袋 勉）
第2		会期決定の件
第3		議長の諸般の報告
第4		村長の行政報告
第5		一般質問
第6	報告第5号	平成27年度伊江村人材育成会の業務報告について
第7	報告第6号	平成26年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○ 議長 島袋 義範 君

ただいまから、平成27年第5回伊江村議会定例会を開会いたします。

(開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって11番 内田竹保議員、2番 島袋 勉議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの2日間にしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、2日間に決定しました。

日程第3 議長の諸般の報告を行います。

地方自治法第235条2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告が、お手元に配付しました写しのおり提出されています。

5月23日、第66回沖縄県植樹祭が名護市で開催され参加いたしました。

5月25日から28日まで、平成27年度町村議会議長・副議長研修会が東京で開催され、副議長とともに研修会へ出席いたしました。

6月14日、イーゾマ郷友会第32回定期総会が、名護市の出雲殿で開催され出席いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

おはようございます。

平成27年第5回伊江村議会定例会を招集しましたところ、全議員の出席を賜りまして、まことにありがとうございます。それでは行政報告を行いたいと思います。

1点目、チャレンジデー2015の開催について、人口規模がほぼ同じ自治体同士が運動の参加率を競う「チャレンジデー2015」が全国130自治体、県内では6自治体でございますが、の参加の下、5月27日に開催をされ、本村も初めて参加し、北海道苫前町と対戦をいたしました。当日は村内各区公民館では早朝から、オープニングイベントのラジオ体操が行われ、約800人が参加し、夕方からは村体育協会の協力で、野球やバレーボールが実施されております。集計の結果、本村は参加率37.5%で苫前町は57.4%で苫前町の勝利となっております。イベントに参加、協力いただきました村民の皆様に感謝を申し上げる次第であります。今後、村民の運動の習慣化に向けたきっかけづくりやスポーツによる健康づくりのため、来年以降もイベントに参加をしていきたいと考えておりますので、引き続き、村民皆様の御協力をお願いしたいと思います。

2点目、水難事故防止教室の開催について、万が一の水難事故に備え、危険を回避できる能力を身につけてもらうことなどを目的に、村教育委員会の水難事故防止教室を5月27日、村内3学校の全児童生徒を対象に開催いたしました。救助協力の仕方や心肺蘇生法、自動体外式除細動器(AED)の使い方などについて、児童生徒に直接体験をしていただいております。毎年、教室に御協力いただいておりますダイビング協会、伊江漁協観光部会をはじめ、村駐在所員、村消防団の皆さんに感謝を申し上げます。

3点目、伊江島物産フェアの開催について。伊江島産の島ラッキョウを使用した「いえぎょうざ」が5月26日に発売され、それを記念した伊江島物産フェアが6月6日、7日の両日、コープおきなわ牧港店で開催

をされております。伊江島物産センター、伊江漁協、生活研究会が出店し、島の特産品、約40点を販売いたしました。中でも伊江島近海でとれたキハダマグロの解体ショーには、多くの客が集まり、限定販売した「あんこもち」は昼過ぎには完売するなど、好評を得ております。「いえぎょうざ」は2日間で600パック以上が販売され、全体で約100万円の売り上げとなり、コープおきなわで開催したフェアの中では、過去最高の実績と聞いております。JA支店をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

4点目、オスプレイ訓練の自粛とステルス戦闘機F35訓練の情報提供を求める要請についてでございます。5月29日、沖縄防衛局長を訪ね、米ハワイでのオスプレイ墜落事故に関連し、安全管理の徹底や原因究明されるまでの訓練の自粛を米軍に伝えるよう口頭で申し入れを行いました。同時に米軍が伊江島補助飛行場で計画するF35ステルス戦闘機の訓練や補強工事について、迅速、的確な情報提供と現状を打開しない状況下での改良補強工事の中止について、米軍に申し入れるよう要請を行いました。

5点目、本部地区防犯協会の表彰について、平成27年度本部地区防犯協会定期総会が5月28日、本部町産業支援センターで開催をされております。その中で、青少年育成功労者として知念一邦氏、内間有一氏、石子善章氏、長嶺哲氏、玉城正朝氏の5名が表彰をされております。5名の皆様のこれまでのスポーツや地域活動を通じた長年の御功績が認められたものであり、心よりお祝いを申し上げますとともに、本会に対するなお一層の御協力と御支援ならびに、今後の御活躍を祈念申し上げたいと思います。

6点目、本部地区交通安全協会の表彰について、平成27年度本部地区交通安全協会定期総会が5月26日にホテルモトブリゾートで開催され、本部地区管内の交通安全功労者として、村内で長年自動車免許更新に御尽力されました西江上区の大城瞳さんが表彰をされております。大城さんのこれまでの御功績に対し、深く感謝申し上げますとともに、今後の活躍を祈念申し上げたいと思います。

7点目、平成27年度観光振興事業功労者の表彰についてでございます。日本観光振興協会、九州支部の通常総会が5月28日、佐賀県唐津市で開催され、沖縄県内における民泊事業のパイオニアとして、全県的な質の向上に取り組んだ功績が認められ、社団法人伊江島観光協会の元会長山城克己氏が観光振興事業功労者として、九州支部長表彰を受賞しております。このたびの受賞を祝うとともに、これまでの御功績に対し、敬意と感謝を申し上げますとともに、ますますの御活躍を祈念申し上げたいと思います。

8点目、寄附金の贈呈について、株式会社日新電器産業、代表取締役 石川清智氏、真謝区出身でございますが、会社創立30周年を記念し、村人材育成会へ100万円の御寄附がありました。このたびの御厚意に心からお礼と感謝を申し上げますとともに、ますますの日新電器産業株式会社の御繁栄を祈念申し上げたいと思います。

9点目、児童生徒の活躍状況について、児童生徒の学習・文化・スポーツ面での活躍状況は、お手元に配付した資料のとおりでございます。後ほどごらんいただきまして、子どもたちを激励いただければというふうに思います。

10点目、私と副村長の県外出張報告について、御報告をさせていただきます。6月1日から6月3日まで、島根県の隠岐諸島で開催されました全国離島振興協議会総会に副村長を出席をさせていただきます。なお、私が北部市町村長視察研修として、5月31日から6月2日にかけて、三重県の桑名市を訪問し、現在、北部で議論が進められております基幹病院の課題等について、視察研修を行ってまいりました。桑名市においては、市民病院と民間病院の統合の先進事例がありまして、その研修を行った次第であります。統合の背景や地理的、社会的条件に違いはありますが、桑名市においては、既存の2つの病院、市民病院と民間病院をおのおの経営をしながら、統合に向けた作業を進め、その後に新しい病院を建設し、完全な統合を図る方法で、今進められておりまして、新しい病院は400床規模と聞いておりますが、まだ建設はされておられません。とい

うような部分を研修してまいりましたので、北部地域での基幹病院、北部病院、医師会病院の統合に向けたひとつのヒントといえますか、参考になるものではないかと思つて帰つてまいりました。

11日目、建設事業執行の報告についてでございますが、先の臨時議会後の建設事業の執行状況は、配布した資料のとおり、委託業務3件、工事2件、備品購入費1件の計6件を執行しておりますので、御報告をさせていただきます。

以上で行政報告を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長 島 袋 義 範 君

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第5 一般質問を行います。

通告順次、発言を許します。

8番 亀里敏郎議員の登壇を許します。8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀 里 敏 郎 議 員

おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。件名が少々長すぎますけれども、よろしくお願ひします。

まず1点目の、城山中腹の粗雑で危険な周回道を、改修整備して平和学習に散策が楽しめる安全な遊歩道にすることと、城山周囲にある、故、陸軍将校の墓標を囲む、鎖の取り替え修復と周囲への植栽についてでございます。

御承知のとおり、本村には年間、県内外から5万人余の小・中・高校生が、民家体験泊や修学旅行で来島しております。来島した子供達の殆どが天候の許すところで、城山に登り、頂上からの展望を満喫して下山しているところでございます。その間わずか10分から20分であり、島のシンボルとしての観光資源としては、いささか物足りない感がいたします。

城山周囲や中腹には、故陸軍将校4名の墓標と、塹壕や命の水を兵士らに供給したであろう井戸の痕跡などがみられる。これらの戦跡は昭和20年4月16日、米軍が伊江島へ上陸してから6日間で城山陣地は潰れ、4月21日に伊江島は米軍に占領され城山頂上に星条旗が翻えたと伊江島戦史に記されております。6日間の米軍との交戦で勇敢に指揮をとって戦った、将校や兵士の過酷な伊江島戦を物語る証であります。

来島する多くの子供達、また一般の観光客が、城山中腹を安全・容易に周回できることで、平和学習に大きく貢献するのは言うまでもなく、城山で有効に貴重な時間を過ごすこととなり、伊江島への思い出も従前にもまして、深まるものと確信するところでございます。

現在、城山中腹には、周回道らしきものはあるが、散策するには陰しく安全面を考慮すると散策はできないのが現状であります。

今年は戦後70年の節目の年でもあり、城山の景観を損なわない程度で、安全対策が十分な遊歩道としての整備を望むがどうですか。また昭和20年4月21日を期し、護国の華と散った、故陸軍将校4名の墓標を囲む鎖は錆で腐食し垂れ下がり見苦しい状態であります。なお、墓標周辺は植栽も少ない上に、コンクリートの舗装部は亀裂、段差を生じ、補修整備を望むがどうですか。

以上、村長の所見をお伺ひします。

次に、2点目でございます。西崎漁港・魚類養殖場・大口・具志漁港等の漁港区域内の陸域や公共の空地に長期放置された、船等（FRP）の除棄処理についてでございます。

FRP（ガラス繊維強化プラスチック船）が漁船として、伊江村に導入されたのは、昭和48年で漁船としての利便性と機能性は、従前のサバニと対比すると格段と向上をいたしました。

それで漁協組合員の持ち船はFRP船へと瞬く間に移行をいたしました。それと相まってプレジャーボー

トにも普及しております。伊江村には現在、FRP船は漁船79隻、プレジャーボートについては、実数は把握できていないが、漁船の隻数と大差ないのではと推測しているところでございます。各々の用途で利活用されていて、好ましい状況ではあるが近年、漁港区域内の陸域や、公共の空地に多くのFRP船が長期放置されているのが見受けられます。

こうしたFRP船は、再び船舶として使用される可能性はほとんどない老廃して、廃船同然であります。現今のまま何の手も打たずに黙認し、自由に放置させておくと、放置船は、これからもどんどん増加するのではと懸念するものです。FRP船は廃船時の処理が困難なことから、不法投棄の要因の一つとなり、将来は漁港機能に支障を及ぼすことはもちろん、海浜・漁港の景観を大きく損ねることともなり、伊江島観光への影響も少なからずあるものと危惧しているところでございます。

しかしながら、放置廃船（FRP）の除棄処理は原則、船主の責任で処理されるべきものと認識はしておりますが、既に船主は亡くなり、所在が確定できない廃船も多いことから、処理にはかなり拮据するものと思慮いたしているところでございます。尚、処理経費の捻出の外、諸課題もあり安易な問題でないことは、十分承知しております。

但し、漁港管理、指導する立場の行政として看過できることでは決してありません。漁港機能の向上、そして安全の確保、景観の改善などを図る上からも、長期放置船等の除棄処理を望むが村長の所見をお伺いします。以上です。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

亀里敏郎議員の1点目の「城山中腹の粗雑で危険な周回道を、改修整備して、平和学習に散策が楽しめる安全な遊歩道にすることと、城山周囲にある、故陸軍将校の墓標を囲む、鎖の取り替え修復、周辺への植栽」について、お答えをさせていただきます。

議員が改修整備を要望している、城山中腹の周回道を改めて調査をいたしました。

急こう配や狭い箇所、断崖や窪地、またハゼノキも多く、更には植物生態系維持保全などを考えた場合、遊歩道として整備することは現段階では計画をしておりません。

しかしながら、周回道に建立されている墓標への参拝や植物調査等で入山することもあり、これまで定期的な清掃作業に加え、事前に連絡があった場合など、清掃作業や危険箇所については対処してまいりたいと考えております。

また城山には、去った大戦の際に戦死された陸軍将校の墓、戦死の地の碑が4基所在しており、城山南登山口に「故陸軍歩兵大佐井川正殿之墓」、「故陸軍中佐田村真三郎戦死之地」の碑、城山東斜面に「故陸軍少佐吉岡登戦死之地」の碑、城山西側、城山製糖裏付近に「故陸軍大尉蒲地準太郎戦死之地」の碑が所在しております。

これら4基の墓・碑は、戦後に部隊所属生存者と御遺族の方々の寄付によって建立されたと聞いており、様々な観点からコンクリートの修復等については、御遺族や建立した関係者の皆様が主体的に対処されることが望ましいと考えております。村といたしましても、現状については十分認識しておりますので、今後御遺族や関係者皆様の消息の確認に努め、協議調整をしながら村として協力支援できることは対応してまいりたいと考えております。

また植栽についても景観上必要であれば関係者の皆様と協議をしていきたいと思っております。村としては、4基の墓・碑周辺の定期的な清掃と、必要に応じて草木の伐採、除去等を行い良好な環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

2点目の西崎漁港・魚類養殖場・大口・具志漁港等の漁港区域内の陸域や、公共の空き地に長期放置された、船等（FRP）の除棄処理についてお答えをさせていただきます。

近年、FRP（ガラス繊維強化プラスチック）漁船及びプレジャーボートの長期放置については、各漁港等において増えている現状にあり、漁港機能、景観への影響を懸念し、その処置について、苦慮しているところでございます。

そこで、その実態を把握するために放置船と思われる船艇の調査を行いました。調査の結果、5月時点で、具志漁港・西崎漁港・大口港・魚類養殖場で合わせて、大小42隻の船艇があることがわかりました。現在、登録番号等から所有者の調査を行っているところであります。

廃船の処理は、基本的に所有者の責任において行うべきものでありますので、所有者が判明した船艇に関しては、今後本人へ責任をもって除去するよう指導を行っていきたいと考えております。

しかしながら、処理に関しては、議員お説のとおり、登録番号が欠如しているもの、所有者死亡等による相続人不明、処理経費等、多くの課題を抱えています。

放置船については、沖縄県全体的な課題となっており、県においては、平成27年5月に「放置艇等除却処理要領」が制定されたところであり、村としても要領等の整備をはかり、村の関係部署（農林水産課・公営企業課・建設課）と伊江漁協等で構成する放置船等処理対策協議会を設置し、放置船の処理について協議、対処していきたいと考えているところでございます。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

1点目の事件について、2回目の質問をさせていただきます。

答弁書で「急こう配や狭い箇所、断崖や窪地、ハゼノキがあつて、植物生態系維持保全などを考えた場合、現段階では計画はしておりません。」という御答弁です。村長ですね、私はただ遊歩道をつくるだけではなく、こうすることによって、新しい城山としての観光地ということをクリックアップさせるのが、私のこの一般質問の目的なんです。実は、せんだって私は伊豆味にあります、よへなあじさい園、ベゴニア園、そして羽地のすえよしベゴニア園に行つてまいりました。そこの散策道、約80センチです。こうして山の勾配、山の傾斜、窪地、そこをうまく活用して、散策道と遊歩道をつくつてあります。それは皆さんだれが行かれたことはありますか。

そして普通の路面とは違ふ、アスファルトとか、コンクリートの舗装では決してありません。創意工夫をしたそういう歩道を、そして遊歩道として、観光資源としてやるべき。こうして私も今周回道を回つてきました、城山ですね。さほど羽地や伊豆味のベゴニア花園、そしてアジサイ園と比較すると、安易なところが多いです。この72歳でも回りました。貴重なそして植物もあります。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻10時28分)

再開します。

(再開時刻10時30分)

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

ということで、昭和かなり早い時期らしいですけれども、そういうシダも生育している。そしてゆり祭りが終わった後ですので、そこを見ますとですね。このユリも天然のユリがこんなに見事に咲いているんですよ。こんなに見事に咲いているんですよ。ということは、努力しますと、恐らくベゴニア園、ハイビスカス園にも負けない将来展望すると私はできると確信をしているところです。そして、ハゼノキといひますと、

ちょっと皮膚病の要因、何かわかりませんが、あれ長袖をちょっと工夫をすれば、そう大したことはありません。そしてハブ対策も昨日実は、沖縄県のハブ対策室の寺田さんに電話いたしました。「ハブはどうですか」と聞きましたら、昼はハブは行動はしないそうです。そして「上からどうですか」と聞いたら、「上からハブも落ちたら痛いから、そんなことはありませんよ」と言っていましたけどね。

だから村長、単なるただ遊歩道をつくる。これは観光資源に、将来はしようという私の考えなんです、もう一度いかがでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

お答えをする前に、亀里議員においては、伊豆味のベゴニア園、そしてまた名護市羽地のこちら真喜屋になるのでしょうか。すえよし花園等、現地に行ってこうじかに調査をされながら、今回のこの一般質問ということになっていると私は思っておりますが、私もせんだって出張の中で、時間がございましたので、伊豆味のベゴニア園、よへなあじさい園、そしてこのすえよし花園も行ってきました。すえよし花園においては、本村出身の恵美子さんとまた夫であります久志さんにもお会いをして、いろいろとお話もさせていただきましたが、そういう中で2回目の質問の要旨についての亀里議員の趣旨というのは、十分理解しております。要するにこのやはり伊江島といえば、何といても伊江島タッチューということが、村内外で知れわたっておりますので、現状としてはやはり中腹から頂上に上って、伊江島全体を俯瞰して、その辺の爽快感というんですか。その辺を感じてもらえると。いう部分を景観を見ながらまた多少のきつさはありますが、頂上に上ったときのこの達成感というか、爽快感を満喫して、自然も一緒に満喫していくという部分の活用しかされていないという部分の中で、もっともこの伊江島のシンボル、並びに伊江島観光のうりであります伊江島タッチュー、城山をもっとも活用すべきではないかという部分の趣旨だというふうに理解しております。そういう中で、伊江村においても、平成20年、村においても、その辺の活用について、いろいろと議論をしてきた経緯がございます。島袋元村長、大城勝正前村長の中にも、その辺の部分はやってきましたが、その中では結論は出ておりませんが、やはり時代の中に合わせた自然保護の部分を尊重しながら、伊江島の活用を図るべきだという部分の大体の方向性は示されて、今日までできているというふうに私は思っております。そういう中で、亀里議員が伊江島のこの城山をもっとも観光の地として、こう活用して大いにこう民泊を含めた、いろんな観光施設として、観光地として活用すべきだという部分につきましては、もっとも村だけではなく、議会だけでもなくて、観光協会だけでもなくて、もっとも村民的なこの辺の部分をみんなでコンセンサスを得ながら、その辺の方向性を確立していくというんですか。そういう部分だと思っておりますので、亀里議員ここには書いてはおりませんが、その答弁をさせていただきながら、その辺の村民的なコンセンサスをどのようにやっていくかが課題でもありますし、その辺の中でそういう城山の観光資源としての活用について、協議できる第三者的な部分も含めて、今後の伊江島のこの遊歩道を含めた、このほかにも亀里議員からありますツバキの群落、あるいはミカン、あるいはサクラという部分で大いに活用すべき部分は、私もあると思っておりますが、その辺の部分をどのように活用していくのか。多くの皆さんでこの城山のふもとのこの辺の部分をこう頻りに歩けるような感じの遊歩道を設置して、そこまで活用していくのか。大いに村民的な議論も求めながら、今後そういう協議会等も設置して、今後のこの城山の観光地、観光資源としての活用について、意見を賜りながら、今後検討をさせていただきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎 議員

村長の前向きな答弁、2回目の答弁ありがとうございます。

これ伊江村には村花とかありますよね。そういうことも将来を見据えて、植栽しておけば成功すれば、植栽自体早ければ生育すれば、すれば5年後、10年後、20年後、私は八重岳のサクラよりはよくなると思います。ぜひ、前向きに。

そしてあと1点、なぜ私は周回道、遊歩道を強く言うかといいますと、やはり足が悪い、そして年齢いつている。そんな方たちは頂上まで登れない方はいっぱいいるんですよ。子どもたちにも。高所恐怖症もいるんですよ。そういう子どもたちに、お年寄りにも、そういう伊江島、城山を満喫していただきたいという願いも込めております。どうぞ、前向きに検討していただきたい。決して損にはなりません。

そしてこの陸軍将校の「井川正之」ですね。この人は。この原稿は間違っていますね。この回答の。「大佐井川正之」だと思います。「正殿」と書いてありますけれども、「正之」だったのではないかと思いますけれども。

3人の将校の墓標については、村民からいろいろの御意見はあることは、私も承知をしておりますが、しかし土地を管理するのは行政だと私は認識しているわけなんです。先ほど答弁書にもあるように、無償で人々が全く行政に携わらない人々が、こういう建立をして、そして整備をしたということを答弁書に書かれていますよね。そういう人々のあの建立する、整備するときの心境を考えたときに、私たち行政として何も手を打たずに、本当にいいものか。そしてこの錆びた鎖などを見ますと、本当に情けなくなりますよ。あのころはステンというのはなかったんでしょね。情けなくなりますよ。その辺、もう一度御答弁お願いします。

○ 議長 島袋義範 君

休憩します。

(休憩時刻10時39分)

再開します。

(再開時刻10時41分)

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸 君

ただいまの亀里議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この戦死の碑、墓の前に、城山の周回道につきましては、亀里議員はそういう観光地、観光施設としての活用をぜひ図ってもらいたいという部分を十分に認識しておりますが、私が申し上げましたのは、中にはやはり聖地、城山としてその辺の部分は、こう自然的にそのまま手を加えないで、そういう部分でやっていただきたいという方々もいるのではないかと。そういう話も私は聞いておりますので、その辺の部分を図りながら、全体的なコンセンサスを得ながら、そういう部分の皆さんが伊江村の観光のためであれば、城山をもっと活用すべきだという部分の共通認識が得られるのであれば、そういう部分について、今後村として取り組んでいきたいということでございますので、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

それとこの去った大戦で亡くなられた軍人の皆さんの墓、あるいは戦死の地の碑につきましては、この気持的には、確かに亀里議員がおっしゃるとおりだと思っておりますが、その碑を建立された経緯として、村からの部分の交付金が出せないという理由によって、この生存者あるいは関係者、あるいは遺族の皆さんによって建立されたという部分だと私は思っております。そういう中で一切できませんという部分ではなくて、これにも書いてありますとおり、環境整備については、できるだけさせていただきますが、この本体については、地方財政その辺の部分は詳しくはまだ検討はしておりませんが、その辺、宗教その辺についての交付金の支出の禁止という部分もありますので、これが宗教的な部分かどうかではないんですが、その辺の部分もあって、村のその辺のお金をその辺の部分に支出をして、整備をしていくという私なりにその辺の制限が

あるのではないかと考えているところでありますので、今後ともその辺の部分の財政支出の部分もこう勉強をしながら、その辺に何ら問題がないというのであれば、ここに書いてあるとおり、まずは関係者に無断でまたすることもできませんので、その辺の御遺族、あるいは消息を確認しながら協議、調整をして、村がその辺の部分の鎖、あるいはこの辺のコンクリート、はがれた部分の補修工事を、村として支出できるので、できるという部分の見解があれば、その辺はやっていきたいと思いますが、そういう感じの回答になっていると、答弁書になっているという部分のひとつの多くは、やはり村のこの公的なお金を、そういう任意に個人的に建立されたそういう墓や碑にお金を出していいかどうかという部分が一番の問題でありまして、亀里議員がおっしゃるその辺の部分は心情的にはよく理解をしておりますが、やはり村として、そこにお金をかけていくという部分に対してのいろんなもっともっと勉強、学習をしないといけないという部分があるかと思っていますので、多分私たちの考えの中ではそういう部分についての、村としてのお金の支出は好ましくないのではないかと考えておりますが、再度その辺の部分は勉強させていただきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

私、質問の要旨に、あくまでも城山の景観を損なわない程度と前置きをしてあります。そこで先ほど村長が言ったように、いろいろと感情的な戦争に加担をした皆さんを美化するようなことがあってはできない。ということは、沖縄ではそういう現実があるわけです。しかしそういうことをこの後世に残すためには、このままでは私は後世には残らないと思っております。いつまでも錆びてコンクリートが割れてできないと思っております。それを修復する。本体を建てかえるのではなくて、今壊れた部分を修復を私はすべきだと思います。信じています。ということで、そういうことによって、この伊江島の本当はシンボルである城山から世界中に平和の尊さを発信しようではありませんか。そうすることによって、この城山、これ平和のこういうことがなければ、戦争ということをもた忘れてしまう可能性もありますので、どうかいろいろと難しい言葉で言いますと「万難を排して」と言いたしませんか。してぜひ取り組んでいただきたいと思います。1点目の質問を終わります。

次に、2点目の2回目の質問をさせていただきます。前向きな答弁にも聞こえましたが、実は去った4月2日に農林水産課の副参事、今はどこかに人事異動になっております宮里さん、そして吉元さんと面会した際に、いろいろな資料をいただいてきて、そのときに来ました長期放置船処理要領、村は平成27年にもいっていますから、これは恐らく変わりはないと思っておりますけれども、平成27年1月30日、農林水産部長決裁の護得久の決裁にいただいて放置所、放置処理手引きを見ますと、皆さんよく勉強されていますけれども、まずはこれは皆さん御存じだと思いますけれども、農林水産部あたりは、長期放置船等処理要領、平成21年1月30日、農林水産部長決裁ですね。目的が漁港区域内の長期放置船及び車両等については、所有者が処理すべきところであるが、諸事情により、諸事情により所有者による処理が見込まれないまま放置されている現状がある。このような中、著しく漁港機能に支障を及ぼしている長期放置艇等が早急に除去処理することが課題となっている。この要領は県管理漁港内において正当な権限、または正当な理由に基づかずに、みだりに放置された船舶を除去処理し、もって漁港の適正な管理に資することを目的とするということで、これ村長がおっしゃったとおりですけれども、こうして対象にそれら放置船ですね。大事なところですね。放置しても前文言をやめましてすぐ入ります。1. 漁港の機能を著しく妨げ、またはそのおそれのあるもの。2. 漁港、漁場整備計画となった遂行を著しく阻害し、またはその恐れがあるもの。私の主眼にしているのはこれですね。3. 著しく美観を損ない、水域及び公共の空き地の環境保全を図る上で、支障を及ぼすもの。恐れのあるものですね。そしてその他、漁港管理者、特に必要となっている。という水産でいいました

ら、具志漁港、西崎漁港は村管理と言っていました。そして「大口はどうなりますか」と聞いたら、「管理は一応は伊江村に任せている」と、そして、撤去命令までは、伊江村に任せてあると。大口ですね。そしてこのあとのことは県がやると。撤去命令までは村に任せてあると。そういうことですよ、課長。ということらしいです。

それで、放置船等の処理手順、放置船等の除去、処理にあつては、次の方法により行うものとする。なお、放置が、次が肝心ですね。なお、放置が始まっておおむね3カ月以内には、作業にとりかかるものとするということで、随分、県も一生懸命やっているのが現状であります。

そしてもう1点は、この「放置船とは」しからば、この放置船とはどういう意味かということは御存じですよ。放置船というのは、廃船というのは、とにかく使用、客観的に見て、この船は使用できないということが、放置船の書いてあります。そして詳しく、文言いっぱいありますけれども、大きく言うとそういうことですね。それで行政も一生懸命、調査していただいて、対象42隻の船艇ということでもありますけれども、私が見たのが、西崎漁港に1隻ありますよね。そして養殖場に3隻あります。大口に25隻あります。具志漁港に19隻ということは、私のほうが少ないのではないかね。私から見てそのぐらいでした。ただし、ちょっとこれ使えるかなと思うのはよけておいて、その隻数、今あります。このこれはこれだけの隻数を放置するまで、何らかの行政として手を打たれたかどうかですね。再度お伺いしたいと思います…。

○ 議長 島袋義範君

公営企業課長 西江 正君。

○ 公営企業課長 西江 正君

お答えをさせていただきます。

ここまで廃船の数がふえているが、以前に何らかの対応はしたのか。またできなかったのかという御質問でございますけれども、議員御指摘のとおりでございます。大口に関しましては、伊江村の港湾施設の位置づけになっておりまして、県からの委託を受けて公営企業課が管理をしているという経緯がございます。その中で、平成22年度に以前から廃船処理の御指摘があったことがありまして、現場確認を行っております。その中で、そのころは船もそうですけれども、廃車、車のほうもございました。そういう関係の中で県の委託事務要領に基づいてではありますけれども、所有者の確認できる方には、指導助言という形での対応はいたしております。その結果、廃車は車に関しては2台の移動ができませんでした。ただし、船、廃船に関しましては、大きな成果が得られずに現在に至っているということがございます。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

わかりました。何らかの努力はなされたということでお疲れさまです。

そこで、こういう議論ではなくて、淘汰すること。これは処理費がなければいけないんですよ。ということは、不法投棄にもなる可能性が十分あるわけです。そこで、具体的な情勢として、もし処理するとして、どういう方法があるか。研究されたことがありますか。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

お答えいたします。

処理の方法の検討ということでございますが、その方法についても、現在、県の処理要領に基づいて村の処理要領もつくって、その中で進めていくという考えでございますが、もちろん、初めは所有者に自己責任

でもって勧告というんですか。そういう形をとっていきながら、処理できない所有者が不明とか、処理できないものについても、その要領の中で定めていって、処分、処理していくと。そういう現段階では、そういう考えでございますので、まずは処理要領の制定からが先になるかと思っております。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

非常に正解だと思います。ぜひですね、村長ですね。条例をぜひ県も一生懸命にやっているわけですので、大きく分けて、処理の方向には、所有者が確認できるものですね。そして所有者が確認できないもの、まず大きく分けてこれですよ。そして、所有者が確認できなくても、後継者といいましょうか。そういうのがあっても、この後継者が拒否した場合、どうするかというのが3つの大きな課題となっています。ぜひこれですね。要領あります。事細かく書いてあります。それで一番私はこれは、村長これはどうもおかしいと思っておりますけれども、これももう村長の出番となると思います。こうして私は、県に行ったときに、こういう水産関係、地方公共団体交付金と実施要領の運用について、こと細かく私は説明されました。そこで皮肉なことに、たくさんあります。メニューの中にこれがあるんですよ。廃船処理経費、ただしこれはこう書いてあるんですよ。「漁港及び周辺水域の放置船対策として、漁港の区域内におけるプレジャーボート等の廃船、ここは肝心なんですよ。ね。(漁船以外を処理するに必要な経費)」と書いてある。そしてそこで私は、宮里副参事とも話をしました。したら副参事もこれを実は何とか、村長あたり動かして、そういうことにこぎつけることができないか。

そして恐らく、私は元漁船よりかは、ひよっとしたら組合員以外の方の船が今、放置されているんじゃないかと思っております。ぜひですね。この点については、ひと肌、ふた肌も脱いでいただければと思います。

そしてあと一つ、方法としまして、一番簡単な方法は、私は名護の保健所に行ってまいりました。保健所で聞いたら産業廃棄物の処理とありますよね。そこの何班長でしたか、この班長、副班長と私は話をしましたら、よく教えてくれました。こうして産業廃棄物の20種類もあるんですよ。その中で、廃プラスチック類とあります。「これは亀里さん、これはいけるかわかりませんよ」と言うんです。というのは、産業廃棄物、最終処分場ありますよね。そこに持っていけたら、私たちは保健所としては、「全く法的な規制を受けずに済むと思えますよ」ということなんです。ただし、「ちょっと細かくしてください」ということなんです。砕く。その辺をどれだけ砕けるか。一番もっとも早いのが、これだと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。この産業、最終処分場に砕いて持っていくという。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

亀里議員のこのFRP漁船等については、非常に重要な今後の環境的な部分ですね。課題だと思っております。区長会等でも何度かその辺の処理についての要望も出ておまして、基本的に今うちの農林水産課長が答えた部分、あるいは公営企業課長が答えた部分という部分で、大まかにそういうFRP船が、要するに港湾区域、漁港区域にあるときは、その辺の管理者がやるべき。今先ほどあった例えば、その辺の区域外の自分のお家のこの辺にある部分は、これはもう使えない場合は、そういう廃棄物ですから、そういう環境的な部分で建設課が対応すべきだという部分で、この放置している場所によって、その辺の部分进行处理していく管理者、あるいはこちらの役場の中でも担当課がかわっていくという部分で理解をしていただきたいと思います。そういう中で、この放置船につきましては、非常に大型でなかなか処理しきれないという部分があって、動けなければそのまま、今まで使っていた大口の漁港あるいは具志漁港、あるいは西崎漁港という

部分で、そのまま放置されているという現状がありますし、中には、個人的なプレジャーボートとかは、お家のこの辺に置いていて、動けなくなってそのまま置かれている部分もあるかと思いますが、そういう部分の中でいずれにしても、各個人においては処理はしたいんだけど、なかなか処理する方法、あるいは経費的な部分で、なかなかその辺の部分に処理はしたんだけど、なかなかこれに踏み出せないという部分も現状としてはあるというふうに私は思っておりますので、そこで書いてあります放置船等処理対策協議会を設置するという部分の中で、その辺の部分処理する方法、例えば亀里議員が今保健所でおっしゃった部分で、要するにうちのE&Cセンターまでに持ってきたら、その後は村として何らかの対策をしながら、本当にその辺の部分処理する。そういう処理工場もあると聞いておりますので、そこまでの輸送の部分も含めて、やはり個人負担ではなかなか厳しい部分があれば、その辺は村として何らかの助成もしながら、その辺の部分の処理を進めて、それによる環境に対する悪化を止めていくという部分は、今後の環境問題の中で一番重要な部分だと思っておりますので、関係する課、ここに書いてありますが、農林水産課あるいは公営企業課で、廃棄物となったときの建設課の部分も協議をしながら、今後取り組みを強化させていきたいと思っておりますし、漁船については、やはり伊江漁港と調整をしながら、その辺の部分の迅速にその辺の処理が図れるようにやっていきたいと思っております。

1点は、この処理するための1点は、亀里議員の御承知のとおり、この放置自動車もそうでしたが、あくまでも個人の所有の問題ですから、その辺の部分の理解をどのようにしてやっていくかという部分だと思っておりますので、その辺の部分も含めて、そこに書いてあるとおり、この処理対策協議会の中で迅速に、そしてなおかつ所有者の負担の部分も考えながら、その辺の処理解決に向けて、取り組みを加速していきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

最後に、先ほどちょっと具体的な処理の方法についてありましたので、参考的ですけど、ちょっと言っておきます。去る3月に私は、今帰仁村にあります協和工業株式会社リサイクルセンターというところに行っていました。その所長は前田さんというんですけれども、会ってこの方から紹介をいただきまして中城にあります結城和昭というんですけれども、昭和興業といいます。ここはFRPを実際に処理しているということで会ってきましたけれども、そういう個人的にもやっているところもあることはあります。

そして一番大事な、平成20年3月2日に知事と拓南商事株式会社との解体処理の委託契約されている。私この船を知っています。泊に大きいのがありました。そのときに予算としまして、499万3,000円、2隻です。これ大型船ですけれども、かなりの大型船。そういうことで見積もりされて、無事に処理が終わったとこの副参事も言っておりましたけれども、ぜひこれを参考にされて、村長あたりにも申し上げたらということをしてしまして、「伊江島の村長だったらできるはずよ」と言っていましたよ。ですのでぜひ総力をして、そして三役をやって、この問題は決して放置しては、私は将来どんどん重なると思いますから、早急な処理の。そして一日も早い協議会ですか、立ち上げていただいて、真剣に取り組んでいただくことを切望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 島袋義範君

これで8番 亀里敏郎議員の一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻11時07分)

再開します。

(再開時刻11時20分)

次に、3番 山城善彦議員の登壇を許します。

○ 3番 山城 善彦 議員

通告に基づきまして、2点ほど一般質問をさせていただきます。

まず初めに、1. 伊江村における牛舎の衛生管理についてであります。3月定例議会で御質問いたしました、電解水の実証試験を自家牛舎において行いましたので、引き続き関連いたしまして牛舎の衛生管理についてお伺いいたします。これまでも申し上げており繰り返しになりますが、伊江村における牛の年間死亡頭数は約300頭であり、うち約250頭が子牛となっており、その経済損失は2億円とも言われております。

これは、わが村の主要産業のひとつである和牛の生産農家にとっては大変な痛手であり、この死亡率の低減のためには行政、JA、和牛改良組合が、一体となって取り組む必要があると考えます。農家はこれまで、死亡の原因とされる肺炎や下痢に対して、対処療法で行ってきましたが、これからは疾病に対する予防対策として取り組む必要があると考えます。

具体的には、日頃から行うべき牛舎の衛生管理の徹底等がありますが、経営規模の大小や牛舎の構造等、農家個々の事情があり、中々足並が揃わない状況であります。については、行政がその旗振り役となり、牛舎の衛生管理に関する日常的な手段について取り組む必要があると考えますが、今回の電解水実証試験の結果を踏まえて、この問題についての村当局の見解をお伺いいたします。

次に、2. 自然災害等による停電対策についてであります。

近年、度重なる台風襲来や落雷等により、停電が頻繁に起きております。それも村一円の停電は少なく、東江上区、西江上区を中心とした限られた地域に多く起きております。その対策はできないのかと地域住民からは不満の声が上がっております。停電も長時間になりますと、生活面や産業面など多方面で被害が大であり、経済的損失も大きいと思料いたします。

このような状況を踏まえ、村として、早急に沖縄電力と停電対策についての協議会等を持ち、根本的な改善策を講ずるべきと思うが、当局の考えをお伺いいたします。

○ 議長 島袋 義範 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

山城善彦議員の1点目の伊江村における牛舎の衛生管理について、お答えをいたします。

本村では、年間300頭前後の牛の死廃事故があり、その内約8割(230~240頭)が子牛となっております。死亡の主な要因としては、議員お説のとおり下痢、肺炎等による死亡であります。

子牛の下痢、肺炎等の予防については、平成24年度より沖縄県農業共済組合による家畜多発性疾病防止事業により、予防ワクチンの接種が実施されておりますが、本村においては、当該事業の実施状況が50%前後で、いまだ普及していない現状であります。

今後の家畜疾病予防対策への取り組み等に関しましては、今年2月に発足した伊江地区肉用牛振興対策協議会等で、予防ワクチン接種率の向上など、家畜の疾病や死亡に関する対策について協議を行うとともに、各農家に対して基本的な飼養衛生管理についての意識付けや周知を図り、畜産振興に努めてまいりたいと考えております。

山城議員自ら取り組んでいただきました、電解水の散布による家畜疾病予防対策の効果検証等につきましては、先日開かれた報告会で様々な意見等がございましたが、検証期間が1カ月と短い期間での検証であったため、実証試験を継続していただき現場における実用性等も踏まえながら検討していきたいと考えております。

2点目の「自然災害等による停電対策について」お答えをさせていただきます。

近年、地球環境の変化等の影響とみられる風水害が全国的に顕著で、沖縄においては、巨大化した台風の

襲来で、住民生活に甚大な被害をもたらしている状況にあります。

昨年は、大型台風が立て続けに襲来し、中でも台風8号は、暴風特別警報をはじめとした「J-ALERT」が3度発表され、村内での自主避難者が20名にのぼるなど、村民に不安を与え村内に大きな爪跡を残しました。台風通過後も、村内の一部地域では停電が長引き、村民生活に影響を与えております。

村では、台風情報の的確な把握に努め、村民に対しては住宅などの戸締りや補強対策、食料品、ラジオ、懐中電灯の確保等と呼びかけると共に、ひとり暮らしの方や古い家屋にお住まいの高齢者世帯に、自主避難を促すなど、村民の生命と身体の安全を最優先に自然災害時の被害防止を図ってまいりました。

また、一般電気事業者である沖縄電力におきましては、円滑な電気供給を図るため、日頃の設備巡視、飛来物低減、樹木伐採に努める他、台風等の災害発生時には、休日・夜間を問わず復旧作業体制に全力を尽くしていただいていることに敬意を表するものであります。

そこで、山城議員ご質問の「東江上区、西江上区を中心とした限られた地域に多く（停電が）起きており、その対策はできないのかと地域住民からは不満の声が上がっています」について、お答えをいたします。

沖縄電力によりますと「東江上区、西江上区」におきましては、島の高台に位置することから台風や雷の影響を受けやすい地形であること。また、電柱・電線への飛来物や樹木接触、塩害によるさびなども停電の原因になっている可能性があるとのことでございました。

さらに、村内の電線は「フィード」と呼ばれる4つの配線ルートがあり、従来、東江上と西江上を結ぶルートが比較的広範囲なものとなっており、電線の断線であれば原因究明が早いものの、トランスの中や避雷器内の不具合の場合は、停電の特定に時間を要する場合があるとのことでした。

先に述べた台風8号通過時において、役場や改善センターなど、災害時の防災拠点、避難場所となるはずの施設で停電が長引いたことから、沖縄電力名護支店長を通じて、公共施設等における停電未然防止策として停電時の早急な復旧を要請し、善処していただいた経緯がございます。

また、東江上・西江上を結ぶフィードの改善も図られ、台風の都度、停電の実態把握に努め、停電発生原因の除去と電力の安定供給に取り組まれております。

村といたしましては、地域防災計画等に基づき村民の生命・財産を災害から守ることを最優先に取り組むと共に、台風等、自然災害が終息した後も停電が長引くことがないように、沖縄電力及び委託業者と連携を図るとともに、電柱電線の保守管理をはじめとした災害対策の強化に取り組んでいただくよう、要請してまいりたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

2点とも前向きな答弁をされておまして、ありがたいと思っておりますが、まずは1点目の伊江村の牛舎の衛生管理についての質問であります。答弁にもございましたが、電解水散布の実証試験の結果報告会を6月10日に行いました。電解水散布を1時間ごとに5分散布をして、日中10回ほど散布をした結果、一般的な細菌数が100分の1に減菌になったことが確認できております。答弁にもありましたとおり、試験期間が1カ月と短いために、農家としては目で見える実感がないと言うことで、業者にもお願いして、この短い間でこれは「いい」とは言えないよと申し上げまして、これでは事業構築云々という話ではないですよという話もいたしまして、試験をもうちょっと継続させてほしいというお願いもしておりますので、ひとつ行政のほうもそういったところで、農家と業者ではなくて、やはり行政が間に入ってください、そういったところの協力もぜひお願いしたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

お答えいたします。

議員からありました実証実験につきましては、その検証報告会においても、さまざまな意見があり、その中でも議員がおっしゃられたとおり、減菌効果というものは、数字としてはっきり見えてきていると。ただし、その実際の効果として、どういうものなのか。1カ月では議員も我々、そばから見ても、そういったものが見えてこないということでありましたので、これらを継続して1年ぐらい実証していただくよう村からも業者へも要望はしていきたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

協力いただけるということで、ぜひお願いしたいと思いますが、答弁の中で、伊江地区肉用牛振興対策協議会でのワクチンの話もございしますが、これは12月に協議会を設置をして、諸問題に取り組むべきだという提案も申し上げましたが、それも今回、クラスター事業というものがあまして、ついでといたらとおかしいんですけども、それにのっかった形にはなっていますけれども、実際にはその協議会を使いまして、これまで申し上げたこのワクチンの接種もそうです。下痢対策いろんな肺炎対策等もありますので、そういったものも全部含めて、その協議会の中で協議をしていただいて、本当に1頭でもいいですから、死亡牛、子牛の死亡を少なくするような形で、ひとつみんなで取り組んでいただけたらいいかなと思っておりますので、ひとつよろしくお願いたします。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

その取り組みについてでございますが、議員からも12月にもそのような質疑があつて、その対策のために協議会をもって検討をしていきたい旨、答えてきているところですが、そのクラスター事業の中でJAのほうで、伊江地区肉用牛振興対策協議会を発足するというので、その構成も以前考えていた県の機関や村の関係者を網羅した協議会でありますので、のっかった形でその辺もこの中で検討していきたいということで申し上げてきておりますので、できるだけ早目にその協議会の中で、こういった問題を協議をして対処していければと思っておりますので、早目に協議会に議題として上げられるようにしていきたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

はい、ありがとうございました。ひとつ前向きによろしくお願いいたします。

それでは、次の停電対策についてでございますが、停電につきましても、そのたびに、沖縄電力あたりへ要請されているということで、これもできることはやられているのかというふうな感はいたします。ただですね、私も少しその停電の実態といいますか、調査を少ししましたので、少し触れたいと思いますが、おっしゃるとおり、村内の電線、線路ですか。それは「フィーダ」と言われまして、フィーダ1からフィーダ4までありまして、その中でちょっと、停電の回数と時間を少し見てみますと、まずフィーダ1ですね。これが東江前、川平、西江前、西崎、米軍施設のルートという感じですが、それがこれ集計期間が平成25年の4月1日から、平成27年6月1日ということになっておりまして、その間に3回の停電がありまして、

合計で9時間57分の停電時間でありました。

次にフィード2ですね。これが西江上区のルートなんですけれども、東江前、東江上、E&Cセンター、改善センター、西江上のこのルートがありまして、それが7回の停電で、合計77時間57分と長期にわたっております。

次にフィード3ですね。阿良、川平、農協、漁協、船舶ターミナル等ではありますが、それが6回の停電で合計31時間74分と。

次にフィード4ではありますが、東江前、伊江小学校、医療センターのルートで、これも7回の停電で合計54時間16分となっております。見てのとおり、やはりこの西江上のルートが、先ほどの高台にあつて、風の影響も受けやすいと、いろんな塩害の影響も受けやすいという話がありましたが、一応はそういった形の停電回数といえますか。そういったものでありましたが、やはり見てみますと、こう停電をした述べ回数が23回中この間ですね。その中で13回はやはり台風襲来によるものなんです。これはやはり結局、自然災害なんですけれども、そういったものを対策をとるには、伊江村の第4次総合計画というものがあつたと思うんですけれども、その防災後期中で電線類の地下埋設ということも計画されたと思いますが、そういったものも視野に入れまして、ちょっと先取りといえますか。それを早めに、ほかの地域より先んじて取り組むことができないか。そこをひとつ、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

ただいまの議員から電線の地中化についての質問でありましたので、私のほうから大体今、地中化の事業につきましては、総合事務局の関連で、沖縄県が進められている状況はあります。その中でやはり全体的に言いまして、沖縄県の中でも主要幹線といえますか。そういった国道、県道、そういったたぐいから進められているのと、やはり先島のほうにまた幹線的なところが重要視されまして、そこのほうで進めている現状がございます。伊江村としましても、主要道路的な見解で要望をしているわけですが、いかんせん、先ほど申し上げた沖縄県全体からいいますと、まだまだその実施するこの答えとかいうことは一般的に、どこかはやるよということではしていますが、各手を挙げているこの市町村へいつやるというような答えとか、そういったことは今のところないのが現状でありまして、そこから辺につきましても、離島がゆえの停電等による弊害というのは、各市町村、各離島一緒かと思いますが、地中化、電線の事業につきましては、そのような状況であります。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

第4次総合計画で、この電柱の地中化という部分に関連しての御質問ですが、建設課長が答えたとおりでありますが、少しだけ補足をさせていただきますと、やはり電気事業者、もうひとつ通信事業者がありまして、やはりその電線地中化については、両方一緒にこうやるという部分があつて、そのおのおの部分の工事費については、その電線については、当然NTT、その辺がもってやるという部分がありまして、なかなかこの辺の協議がなかなか整わないという部分があつて、その辺が先ほどうちの建設課長がいったように、都会のほうでその辺の電気事業者、通信事業者一体となつて、じゃあ今回はこの地区からやりましょうと。大体共同溝でやっているわけなんですけれども、そういう部分で、伊江村もその協議会のほうに、ずっとこう路線を地中化をやりたい路線を挙げてはおりますが、その決定が数値化によって点数の高いところから、そういうふうな決定されるというような方法もあつて、うちの第4次総合計画の中にこのせてはありますが、なかなか

か現実的な実施は厳しい現状であるという部分を理解いただきたいと思います。そういう中でその通信事業者、電気事業者の費用負担を県の一括交付金である程度支援をして、その辺の部分を推進していこうという一つの試みはありましたが、まだその辺の部分がこう現実的に、政策的にできておりませんので、それに期待をしておりましたが、なかなかこの辺の実施もない状況ですので、その辺の部分の地中化の部分はなかなか時間がかかるとおっしゃって、それとこの全体的な停電については、山城議員がおっしゃるとおりでして、そういう地形的な部分もありますので、そういう中で停電の時間、あるいは回数をこう減らすために、先ほど1回目の答弁で申し上げたとおり電気事業者とまめに協議をしながら、その辺の部分の対応策を万全の体制でこう対処していただけるように、村としてその都度、その辺の部分は申し上げていきたいと思っております。

○ 議長 島袋 義範 君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城 善彦 議員

ありがとうございます。この件につきましては、やはりこの地中化あたりも村長の手腕で、ぜひ早目に実現できるように、よろしくお願ひしたいと思っておりますが、今回この停電のことについて、いろいろとお聞きするにあたって、電力さんから逆に要望もありまして、ひとつそれを述べまして、私の質問を終わりたいと思っておりますが、やはり常にテレビ等でもいろいろと出ていると思うんですけども、やはり台風シーズンを迎えて、備えというものをやってくださいということで、やはりトタン、テントあたりに堅固に固定しておきましょうという等、特に農家地域ですと、そういったものが多いわけですから、それが断線につながっているということがありますので、やはりそれに備えて行政は周知をするということとをぜひ、お願ひしたいということも言われておりますので、よろしくお願ひします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○ 議長 島袋 義範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間 常喜 君

議員がおっしゃるとおり、台風時等の災害時におきましては、住宅の戸締りと重ね重ねになるんですが、さまざまな広報、無線等を通じて、台風接近の情報、そしてその対応につきまして、逐一情報提供しながら、自主避難でありましたりとか、住宅の補強とか、そういったことも含めて、議員から指摘のありましたトタンの補強、そういったものも踏まえて、広報無線、防災無線等で村民の皆様へ呼びかけてまいりたいと思っております。

○ 議長 島袋 義範 君

これで3番 山城善彦議員の一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻11時46分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

午前に引き続き、一般質問を行います。

2番 島袋 勉議員の登壇を許します。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

通告のとおり、2件の一般質問を行います。

1. 農林水産戦略品目拠点産地の認定について。

現在、伊江村の拠点産地認定品目は、輪菊・トウガン・島らつきょう・肉用牛(子牛)の4品目である。近年、輪菊においては、市場の動向等により、スプレー菊に作付面積を増やす傾向にある。

また、切り葉のモンステラにおいても、生産量が増産する見込みである。そして切り葉のオオタニワタリは、沖縄県でトップの生産量を誇る生産地であるが、現在沖縄県の農林水産戦略品目に入っていない状況である。

そこで、将来性や生産基盤の整備並びに推進事業の優先的導入を考え、オオタニワタリは農林水産戦略品目に入れていただき、スプレー菊・モンステラ・オオタニワタリの3品目を拠点産地の認定に向けての取り組みはできないか質問します。

2. 青少年旅行村の施設整備について。

平成26年度に旅行村内の炊事場が整備され、キャンプ等で利用する皆様には、喜ばしい状況である。しかし、ビーチバレーコートのある旧炊事場は、施設周辺が砂に埋もれた状態で放置されている。

また、旅行村内のビーチは、村が唯一遊泳を指定している場所であり、近年は民泊の生徒が多数利用し、民泊受け入れ民家の皆さんは、ビーチ売店付近まで、車にて案内している状況である。そこで3点ほどお伺いしたい。

- 1 旧炊事場を改修し、簡易更衣室等や多目的に利用できないか。
- 2 ビーチ売店周辺の駐車場スペースを拡張できないか。
- 3 旅行村内の枯死木撤去を台風シーズン前にできないか。

以上について、質問します。

○ 議長 島袋 義範 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

それでは、島袋 勉議員の1点目の農林水産戦略品目拠点産地の認定について、お答えをさせていただきます。

伊江村の拠点産地認定品目は、輪菊が平成12年、とうがん平成15年、島らっきょうが平成19年、肉用牛(子牛)が平成21年に認定を受けております。

拠点産地については、品目ごとに、組織力を持ち、「定時・定量・定品質」の出荷原則に基づき、一定量の生産物を安定的に出荷し、消費者や市場から信頼される産地であるとの理念のもとに認定されるものであります。認定を受けますと、栽培施設等生産基盤の優先的な整備、新技術の導入支援、産地としてのピーアール効果等のメリットがあり、県内各市町村で園芸品目の産地認定は、29品目、78地区が認定されております。

御質問のスプレー菊、モンステラ、オオタニワタリの拠点産地認定へ向けての取り組みについては、スプレー菊、モンステラについては、近年、生産者、生産面積ともに増え、拠点産地としての要件を満たしていることから、産地協議会において、拠点産地認定に向けた協議を行い、生産計画、目標等を設定し、早期に認定申請が図れるよう準備を進めていきたいと考えております。

オオタニワタリについては、県の戦略品目に指定されていない現状であり、県内1の産地として、まずは、戦略品目として指定がなされるよう、県へ働きかけていきたいと考えております。

2点目の「青少年旅行村の施設整備」について、お答えをいたします。

まず、青少年旅行村は、昭和47年に運輸省の事業で観光レクリエーション地区として採択され、昭和48年にキャンプ場の炊事場、伊江ビーチには売店とシャワー室等を整備し、昭和56年に野球場、テニスコート、屋外イベントステージを整備いたしました。

また、平成14年には新たにビーチ売店とテラス、シャワー室を整備し、村民はもとより観光客からも喜ば

れている施設としてご利用いただいております。

更には、平成21年に作成いたしました「伊江村青少年旅行村周辺整備基本構想」で、スポーツエリア、キャンプ場エリア、森林エリア、ビーチエリアとして区切り、機能拡充を図るための施設整備計画をしております。

そこで、1つ目の旧炊事場を改修し、簡易更衣室等の多目的に利用できないかについてですが、今年度の沖縄振興特別推進交付金事業により、ビーチエリアを中心とした観光客誘客環境整備事業で更衣室、売店前テラスの拡張、キャンプ場周辺柵の整備等の実施設計の中で検討を行い、来年度以降に整備する計画でございます。

2つ目のビーチ売店周辺の駐車スペースを拡張できないかについてですが、旅行村内では、日頃から健康増進や森林浴を目的に、ランニングやウォーキングをされる利用者も多く、更には民泊受入れ民家に限らず、一般観光客も訪れ、交通災害等の危険性を考慮する上からも、拡張は考えておりません。管理棟西側の駐車場を御利用していただきたいと思います。

3つ目の旅行村内の枯死木撤去を、台風シーズン前に出来ないかについてですが、昨年度より村内業者へ依頼し、枯死木を撤去しているところであります。

引き続き今年度も依頼していますが、旅行村内に枯死木が大量にあることから、キャンプ場内を優先して順次、撤去していきたいと考えているところであります。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

村長の答弁の中で、前向きな答弁がありました早期に認定申請が図られるよう、準備を進めていきたいと、答弁がありました。これは早期というのは、今年度からその準備を始めていくという意味で考えていいのか、お伺いします。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念 吉久 君

お答えいたします。

この準備につきましては、産地協議会の中で、それらの目標等計画を作成して申請をしていく手はずでございますので、その協議会を早期に持って、その準備を今年度のうちから進めていきたいと考えております。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

ぜひですね。今年度、早目にそのスケジュールで進行していただければと思います。

品目の中でオオタニワタリは、自分も調べましたが、県の戦略品目に入っていない状況であります。なぜオオタニワタリまで入れたかといいますと、現在県のほうで、実施しております農林水産物物流条件不利性解消事業、俗に言う「運賃助成」ですね。側近の県までの運賃は助成するという事業であります。沖縄からいうと鹿児島県までの輸送費を助成する事業であります。その事業に入る品目は、県が指定した戦略品目でないと、その事業に該当しないというのが、今県の方針であります。その件もありまして、できるだけ早目にオオタニワタリは、伊江村がトップでありますので、それだけの実績もあります。県の戦略品目に早急に出ていただいて、同じ花卉農家でオオタニワタリだけが、その恩恵といいますか。その事業に該当しないというのは、一緒の仲間として、とても歯がゆい思いをしております。ぜひとも村のほうが強くと県に押して

いただいて、オオタニワタリも戦略品目に入れていただけないかという要望もあります。その辺、どういふふうにご考慮されるか、お伺いします。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念 吉久 君

お答えいたします。

島袋議員がお説のとおり、戦略品目、そして認定を受けた品目については、それらの助成もされて優位であるという件に関しましては、オオタニワタリについて、それが該当しないということでございますので、村長の答弁にもありまして、早目にそれが戦略品目として認定されるように、県の部署に農林水産課としましても、また村長も県へお伺いするときもあるかと思いますが、その辺の要望等はしていく考えでございます。オオタニワタリについては、県内でも村の生産が1位ということで、ただしかし県の認知として、全体的な数量とか、面積とか、生産の数ですかね。その辺が少ないようなことで、今のところは指定戦略品目に指定されていないということでございますが、こちら産地としては、今後の生産に向けて、ふやす意味でも、そのような働きかけはやっていきたいと思っております。

○ 議長 島袋 義範 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

農林水産課長が今後、一生懸命頑張りたいということですので、そういうことで進めていきたいと思っておりますが、私から少しだけ答弁させていただきますが、先ほど農林水産課長も言っておりましたが、これまでなぜ戦略品目に指定されていないかという部分は、それなりのこの指定要件があって、その辺の部分がなかなか満たされていないというような状況があるというふうに思っております。そういう中で、その辺の基準の部分の見直し等とかについては、これは村だけではなくて、当然生産者も必要ですし、生産者のこの上部の伊江支部も含めて、太陽の花のそういう系統の団体も必要ですし、またきょう、議会の皆さんがその辺の要請も必要かなというふうに、その辺ぐらいやらないと、なかなかこれまでできなかった部分を、こう指定をしてほしいという部分であれば、そういう指定条件を生産がふえて、すぐ申請すればできるという状況ではないのではないかと考えておりますので、とりあえずは村として状況を確認の意味も含めまして、県のほうにその辺の部分をお願いしながら、必要に応じて生産者、または生産組合、そして議会とともに要請行動も課せながら、この戦略品目に指定されるようにみんなで頑張っていければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

村長の今の答弁のようにありましたが、ぜひ努力していただきたいと思っております。

関連しますが、後ろで傍聴しているのが太陽の花の青年部になります。今現在、約17名。そしてJAのほうで30代までの皆さんが約3名。合計で20名ほどいると伺っております。若い世代が育ってきている状況でありますので、そのやる気を起こさせるのは、やはりそれなりの基盤整備、今までの農業と違う、やればその利益が上がるという基盤をつくるのが、私なんかの役目だと思いますので、その辺をぜひ御理解をいただいて、村当局の今まで以上の御尽力をお願いしたいと思っております。

県の資料ではまだ平成24年度の実績しか上がってきておりませんが、平成24年度のモンステラの出荷額の比率が、約71.5%、そしてオオタニワタリに関しては、県の比率に関して67.8%、約50%以上が、伊江村の

品目になるという実績があります。その辺も踏まえて、ぜひ力添えのほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。関連になりますが、先ほど言ひましたが、青年部のほうですね。各農業の団体、青年部発足してあります。牛は島牛会、そして花卉農家にも青年部があります。そして、そういった青年部のほう、今現在、島牛会のほうには、助成金10万円ほど出てあります。その他の農業青年部に関しては、そういった活動資金はありません。その活動資金というのは、交流資金にもなります。やはり後継者の後々のやりがいというのは、いい伴侶を設けていい家庭を設けていくのも、ひとつの目標だと思ひますので、ぜひその辺も考へて、そういった頑張っている農業者の青年団体には、また助成金等の補助と申ひますか。その辺も考へて申ひたいと思ひます。1点目に関しては、以上です。

その助成金に関しては、どうですか。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念 吉久 君

お答えをいたします。

その青年部等に関する助成金につきましては、確かに畜産の島牛会については、助成をしているところでございますが、それぞれのその組織の活動計画、活動内容等を検討、見た上で検討していければと思ひております。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

即とは申ひません。新年度に向けて検討していただければと思ひます。各団体、村の活動等には十分協力してきている実績もありますので、1団体だけではなく、ほかの団体も同じような平等な扱いをするというのが、本来の姿だと思ひますので、その辺考へしていただければと思ひます。

続きまして、2点目の旅行村の施設整備についてなんですけど、ちょっと関連申ひますので、多目的屋内運動施設の発注予定はいつごろになるのか、お伺ひします。

○ 議長 島袋 義範 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城 弘和 君

ただいまの島袋議員の御質問にお答えいたします。

この多目的運動場整備につきましては、6月下旬の交付決定を受ける予定でございますので、7月上旬の発注を目指して今、取り組んでいる状況でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

先ほどの答弁の中で、今年度の沖縄特別推進交付金事業により、実施設計に入ると。旅行内の各施設の実施設計に入るとあります。その中で更衣室、売店前のテラスの拡張等とありますが、今年度実施設計に入ってから次年度で工事に入るのか。それも回答をお願いします。

○ 議長 島袋 義範 君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江 民雄 君

御質問にお答えいたします。

先ほど答弁でも申し上げましたとおり、今年度実施設計を行いまして、一応次年度以降というふうに答えてございますが、平成28年度ではこの予定している工事は、終わらせたいと思っております。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

質問の中で自分はビーチ売店周辺の駐車場スペースの拡張も上げました。実際7月に屋内練習場、運動広場のほうの本体工事の発注をする予定にあります。その迂回路の計画も入っていると思いますが、今の管理棟を撤去して、ほかのところに移設しないといけない状況が出てくると思います。その中でその迂回路等の内容が全然見えてこないのですが、その辺はどのようになっていますか。

○ 議長 島袋 義範 君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

質問にお答えいたします。

先ほど、多目的屋内運動施設の建設が7月上旬から発注するという先ほどの答弁がございました。それに附随いたしまして、その駐車場と管理棟を改修する予定でございます。その予算につきましても、6月末に交付決定が下り次第、実施設計を行いまして、そして年度内で管理棟と駐車場を計画、実施計画をする予定でございます。その中でじゃあこの間どこから入るかということでございますので、今計画しているところはB&Gの艇庫側から、森林、保安林のところにある外周道路、管理道路の前のスロープですか、B&G艇庫のスロープのところから入る計画をしておりますが、まだその件につきましては、関係団体との調整はしておりません。それともうひとつは、ホースパーク側のドアがあります。そういったところも検討の材料として、その迂回路として考えております。ただし、駐車場としてはやはり向こう狭い、村の中では駐車場としてはなかなか厳しいところがあります。それを整備するというのは、保安林帯の中でその解除等にもすぐできるということではございませんので、この計画を実施する中では、その利用される方にも協力をいただきながら、子どもたちを降ろしたあとは、B&G等の近くの駐車場とか、艇庫の駐車場まで回していただくとか、そういったことを協力、またはお願いしていきたいと考えております。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

じゃあ今、現在工事が始まったら、今の管理棟のそばの駐車場は使えないということで判断してよろしいんですか。

○ 議長 島袋 義範 君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

屋内運動場の施設の工事の期間につきましては、7月から向こうは枠をして、しばらくは現施設を使っていきたいと思っております。

そして設計ができて、工事発注する段階になって、その仮設のプレハブ棟を使って、仮設の管理棟、先ほど言いました箇所に設置したいと思っております。

○ 議長 島袋 義範 君

休憩します。

(休憩時刻13時56分)

再開します。

(再開時刻13時57分)

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

今、確認をいたしました。島袋議員から御質問あるように、多目的屋内運動場の工事期間中は、すべて向こうも閉鎖しないとイケない状況になります。つまり今もう既に広っぱになっておりますが、そのの工事をしたときの水の処理ですね。県道側から入り口に向かっての水の処理を、今の駐車場でやらないとイケないだろうなということで、そういう計画をしておりますので、そこは完全にお客さんそこ往来すると危険ですから、完全に閉じてしまうという計画になるだろうというふうに、そういった中で今、調整をしているところです。そこで商工観光課長が今、話をしたのは、B&Gの艇庫、西側のゲートがありますが、そこを駐車場というか、そこから車を通し、そこに仮設のつまり管理棟を置いて、そこから入っていただくという方法と、それから水道のポンプ場がありますが、その入り口もあるので、そこもあります、今どこがいいのかということを含めて検討をしているんですが、ほぼ艇庫側になるだろうなというふうに思っております。

もうひとつは、B&Gの駐車場、海洋センターの駐車場がありますが、そこに車をとめていただいて、徒歩でそのフェンスをしばらく開けて、そこから徒歩で売店まで歩いていただくということも可能だろうなと思います。当初、そこから車を通そうかというお話もしたんですが、そこは高圧線が通っているということと、樹木を伐採しないとイケないということがありますので、そこは避けてそこは徒歩ではB&Gの海洋センターの駐車場を使って、徒歩でも行けるということを含めて、お客さんに便宜がいいように少し考えている最中でありまして、ひとつそういうふうな御理解をお願いしたいということで、例の屋内運動場の工事期間中は向こうも閉鎖しないとイケないと考えているところであります。

○ 議長 島袋義範君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

今の説明でよくわかりました。なぜその売店周辺の駐車場を拡張してくれないかという要望を出したかといいますと、実際民泊、受け入れされている皆さん、若い方ではなくてある程度、高齢の皆さんが多くて、その駐車場で、本当でしたら降ろしてそこから歩いて案内したいのもやまやまだと。しかしある程度、年をいかれている受け入れの民家さんは、どうしてもその距離を歩くのもその暑い時期とかになると、案内だけでも大分負担を感じている人も多々いるという話を伺いました。その工事期間中ですね。もしどうしても中に入れられない状況でしたら、できるだけ近い場所に臨時的な駐車場を確保して、そういった移動に対する負担といいますか。できるだけその売店近くまで行ける最短の距離を確保できるようにしていただければ、受け入れされる民泊の皆さんに対しても、ある程度の対策ができるんじゃないかと思ひまして、質問させていただいております。

やはり、島を代表する産業の一つでもありますから、そういった受け入れをする側のきめ細かな対応というのが、次からの民泊の人気度といいますか、評価にもつながっていくと思いますので、できるだけその工事期間中の対策等も十分考えていただければと思います。そして、先ほどあったとおりの実施設計が平成27年度、平成28年度で旅行村の大まかな整備をやる方向であります、先ほどあげました旧炊事場のほうを見ましたが、そこは一番、人が通る場所でありまして、そのまま放置しているのも、場所的にもちょっと見た目も悪い状況であります。もし撤去を今すぐできない状況でありましたら、できればその中の炊事場の中の釜といいますか。そういったものだけでもどけていただいて、事故等がないような整備ぐらいはできるのではないかと思います、その辺はどうですか。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

まず1点目のこの民泊を受け入れられている民家さんも高齢ということで、その中でどうしても駐車場の確保がということでございますが、その期間、できるだけそういったことをその民家さん等ともお話をしまして、その方策をとっていきたいと思います。

それとただいまありました炊事場とあと一つ、トイレだったところがありますが、老朽化していて、その今現在の機能はなしていないということがありまして、それも含めまして撤去をして、新たにそこに更衣室等を設計したいと、建設したいという考えであります。

○ 議長 島袋義範君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

私が言っているのは、平成28年度工事するのは理解しているんですよ。ただその間も「そのまま放っておくのか」と言っているんです。できればその中のほうだけでも早目に取っ払って、見た目も相当悪いんです。草は生えていてそのまま放置、1年間放置しているのも、景観的に悪いのではないかと思うんです。それよりは中のほうをある程度、整地をして、ちょっとした広っぱにすると、雨宿りにもなるんです。それからあと撤去をするのもよろしいんですが、それまでの対策として少々のやり方でそこ使えるような状況があるので、そのまま放置するのはどうかということで質問しています。そのまま1年間放置するということで考えてよろしいんですか。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

ただいまの質問ですが、来年度、平成28年度に工事ということで、今現在その整備するということは考えておりませんが、ただ中の今のレンガとか、そういう使っていないものについては、撤去して何らかの方策で、先ほどおっしゃった雨宿りができるとか、いろんな方策で中の部分は撤去できるのであれば撤去をして、そういった利用ができればと考えております。

○ 議長 島袋義範君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

その現場を再度見ていただいて、新しく事業を導入して整備をするのはいい方向だと思います。しかしながら、既設のものをそのままほったらかして、何も利用しないというのももったいない話ですので、その間は利用価値は十分あると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それと関連するんですが、現在使っているシャワー室なんですが、これは民家さん、それと受け入れする業者のほうからも指摘がありました。シャワー室の中のほうですね。シャワーを浴びる際、小物を置く小さな箱といいますか。そのスペースがあるんですが、その場所がシャワーを浴びる時にどうしても水がかかる場所にあるということで、今の施設では用をなさない。実際、着替えるときに、シャワー室で着替える、衣類を持ち込むと濡れてしまうので、支障を来しているという現状も伺っております。ぜひ1回、中を見ていただいて、その位置を変更していただいて、使いやすいシャワー室にさせていただければと思います。同じくそのそばにある外側、南側にあるんですが、足を洗う蛇口ですか。それが4カ所ほどあるんですが、その4カ所に関しても、できればその南側の一面に水道蛇口をもっと増設していただきたいというお話も伺いました。実際、使用するとき多数がそこに集まります。シャワー室を利用する生徒だけでなく、そこで軽く足を洗って民家のほうでお風呂に入るという受け入れ態勢もあります。ですから使いやすい施設というのが、

一番だと思います。ぜひその辺も考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○ 議長 島袋 義範 君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

ただいまの島袋議員の質問ですね。ぜひそういう中で、もう一度観光業者、あとは旅行村売店の方々とも話を聞きまして、今ある既設のものの改修、できるところとか、そういったところがあれば改修をして、利用者に便宜を図っていききたいと思います。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

ぜひ情報をとっていただいて、より一層使いやすいシャワー室にしていいただければと思います。

先ほど、台風シーズン前の枯死木の撤去に関して進めていくという答弁がありました。実際その枯死木の撤去は進んでいくんですが、それにかわる新しい苗というんですか。現在は、モクマオウ等が主体になっております。キャンプ場の中にはガジュマル等もありますが、その本数は限られた本数で、そのモクマオウがなくなると将来的な樹木が全然、今育っていない状況であります。枯死木を撤去しながら新しい苗木を入れて、将来に備える必要もあると思いますが、その辺はどうでしょうか。

○ 議長 島袋 義範 君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

おっしゃるとおり、今撤去した後の樹木というんですか。なかなか今ヤシの木とか、そういったものも入れておりますが、また県のそういった事業、農林の事業であります。そういった中でいろんな樹種とかの調整も、農林の林業担当のほうでは行っていると聞いておりますので、そういったことも含めまして、村の樹木に対してのこの植栽について、またいろんな検討をして進めていきたいと思っております。

○ 議長 島袋 義範 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

この青少年旅行村の施設整備について、全体的な観点から若干私からもお答えをさせていただきますが、基本的に現在のこの屋内練習場の建設に伴う中でこの辺の管理棟の位置ですね。利用者がどこから入ってこう利用するかという部分には、今後十分に検討していきまして、お客さん、利用客に不便がないように、ちゃんと万全の体制でやっていきたいと思っております。また今後のこの整備計画について、ここに書いてありますが、今後自主設計をやるということですので、観光事業団体とかの意見も取り入れながら、なおかつ議会にもその辺の部分のあらかじめの素案ができたときには、説明を申し上げ、みんな施設整備をして、本当に喜ばれる、要するに施設利用者が満足度がこう高められるような、そういう旅行村を整備していきたいと思っておりますので、また何かにつけていろんな角度から御助言、御指導をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

はい、先ほど村長の答弁からもありましたが、ぜひですね。いろんな多面からもいろんな話を聞いて、いい旅行村に整備していただければと思います。どうしても観光で訪れる際には、一番訪れる場所でありま

して、特に民泊では100%とは言いませんが、遊泳をする学校もあります。それだけ人が集まる場所であり
ますので、環境等を整えていただいて、より一層いい旅行村にしていいただければと思います。

最後に、台風シーズン来ます。そして去年からですか石れき除去、砂浜ビーチのですね。除去を行っている
んですが、その石れきがそのまま東側で集積されているんですが、その台風が来たらそのままにしておく
と、また流されてしまうんですが、その辺早目に撤去したほうが良いと思うんですが、どうでしょうか。

○ 議長 島袋 義範 君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

先週でしたか。現在積んであるのを除去いたしまして、その前にそれが今ちょっと確認していないんです
が、そのあと積まれていることであれば、また早目に移動するように手配したいと思います。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

よろしくお願ひしたいと思います。そういった対策というのは早目にやるのが一番肝心だと思いますの
で、特に台風が過ぎても、観光客は来ます。そういった施設の整備というのは、重要なことですのでぜひ、
やっていただいて、現場を確認しながら、使いやすい施設にしていいただければと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○ 議長 島袋 義範 君

これで2番 島袋 勉議員の一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻14時16分)

再開します。

(再開時刻14時34分)

引き続き、一般質問を行います。

10番 名嘉 實議員の登壇を許します。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

通告に基づきまして、一般質問を行います。

私は払いたくても払えない、高すぎる国民健康保険税について、質問します。

1. 高すぎる国民健康保険税について。

国民健康保険税(料)の動向について調査した県の資料によりますと、伊江村は平成25年度1世帯あたり
は10万9,531円で全県で19位、北部12市町村で1位、1人あたりは5万6,704円で、全県で20位、北部12市町
村で2位、北部で一番低い伊是名村の3万4,389円とは2万2,315円の開きがあります。

税率では、医療給付分、後期高齢者支援分、介護納付金分の合算で、均等割、平等割の合計が5万円で、
北部で1位、所得割が6位、資産割が44.4%で9位ですが、気象条件や長引く不況によって、所得が減って
も軽減対象にならない資産割の税率を下げるべきだと考えます。

固定資産税は、住宅の場合、税法が変わり税金の基礎となる評価額は固定化され建築後何年経っても変わ
りませんし、宅地の課税標準額は毎年上がっております。景気がいいときに新築したが、現在は収入が減り
国保税が払えないという方もおります。また、村が作成している村全体の宅地の固定資産税の算出の基礎と
なる鑑定価格は、最も高い単価の標準地番号141の1平方メートル当たり1万7,150円、坪当たり約5万
6,500円に対し、最も低い単価の標準地番号1941は、1平方メートル当たり3,430円、坪当たり約1万1,300
円であり、2カ所の鑑定価格には5倍の開きがあります。同じ面積の宅地の場合、5倍の固定資産税がかか
り、それが国保税の資産割に反映されることとなります。同じ村に住んでいて、住んでいる場所によって税

額が変わることは不平等ではないでしょうか。一般会計からの繰り入れを増やし、国保税の軽減を図るべきだと思います。私は予算審議の中でも、国保税の軽減について質疑をしてきましたが、改めて村長の考えを伺います。

○ 議長 島袋 義 範 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

名嘉實議員の「高すぎる国民健康保険税について」お答えをいたします。

国民健康保険事業は、社会保障及び国民皆保険制度の中核として、村民生活に欠くことのできない地域医療を担う制度として、村民の健康と生命を守り、必要な医療を確保する上で重要な役割を果たしています。

国民健康保険税の算定基礎といたしまして、応能割であります所得割と資産割、また応益割であります均等割と平等割の原則で構成され、県内で所得割、平等割、均等割の都市型と言われる3方式を採用している自治体は、9市町村であり、ほかの市町村は全て4方式となっております。

本村では第1次産業が中心であることから、いわゆる町村型と言われる4方式を採用しているところであります。

また、議員お説のとおり平成25年度1世帯当たりの調定額は10万9,531円でございますが、平成25年度被保険者1人当たりのかかった医療費は29万1,150円（速報値）に対して1人当たりの保険税調定額は、5万6,704円で、近年は5万5,000円前後の調定額で推移しているところであります。

法定外繰入金を参入しない場合の試算においては、被保険者1人当たり保険税調定額は、約8万1,000円と見込まれており、そのことから多額の法定外繰入金を継続的に繰入れ、被保険者の負担軽減を図っているところであります。さらに平成25年度からは6千万円に増額し繰入れ、収支の均衡を保っている状況にあります。

このまま国保財政へ多額の繰入金が毎年度増え続ければ、一般会計にも影響を及ぼすことと、国保制度は相互扶助の考え方にに基づき、加入している方の医療に要する費用について、一定の公費負担以外を国保税で賄う制度であり、特別会計を設け独立した採算を行うことが原則となっており、受益者負担の原則からも資産割税率を下げ法定外繰入金を増やすことは現在のところ考えておりません。しかしながら、毎年度の国民健康保険税の算定時に税率等の見直しや適確な収支試算を行い、法定外繰入金については、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

このような、現状を国民健康保険制度に内在する構造的問題として捉え、抜本的解決を図る方策として、国民健康保険事業を都道府県単位に広域化し、財政運営の責任を担う保険者を県に移行する改革案を「社会保障制度国民会議」から国に報告されているところであります。このような国保制度改革に向けた国、県の動向を今後、注視してまいりたいと思っております。

住民が健康で充実した生活を送ることができれば、中長期的には医療費の抑制に資するため、今後も住民健診、保健指導等と併せて健康増進に向け住民、行政、各種団体が一体となって取り組み、国保財政の健全化に努めてまいりたいと思っております。

○ 議長 島袋 義 範 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

1点、答弁漏れがありますので、それを答弁してもらってから、また二、三回とやりたいと思います。

というのは、標準値の問題ですね、村内の。宅地の課税標準地番号、これは35カ所あるんですが、標準値というのが、これについて村5倍の開きがあると。それについて同じ村でありながら、住んでいる地域に

よって、地価の鑑定価格によって税金が違うのはおかしいのではないかと。不平等ではないかということについては、何の答弁もありません。それについてお伺いしたい。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

お答えをさせていただきます。

不平等ではないでしょうか、これについてどう思いますか。という部分はこの一般質問ではない。名嘉實議員の個人的な見解かなと思って答弁は書いてありません。「不平等ではないでしょうか」ということで、ぜひ答えてほしいという部分であればお答えしたいと思います。いろいろな考え方があると思います。国保税の中ではその辺の部分があると思いますが、ほかの面から言うと、これだけの資産価値のある資産を、この方は保有しているということでもあります。結局、評価額、この辺にあります坪当たり1万1,300円の土地を持っている方と、坪当たり5万6,000円の土地を持っている方については、当然この資産の価値が違う部分を持っているということでもあります。よろしいでしょうか。

そういう中で、この辺の固定資産税の制度を前提として、先ほど来、申し上げているとおり、本村においては4方式の国からちゃんと認められたこの賦課総額の案分方法によって、固定資産税を適法に課税しているという状況ですので、この辺の部分の不平等、この辺は個人的な考え方の部分に入ると思います。いうふうに私は思っております。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實議員

資産価値はあっても、これは資産は持っていては売買しない限り、所得にはならないんですよ。固定資産税、多くの固定資産を持って高い評価額の固定資産を持っても、例えば農業で台風が来て被害に遭ったとか、あるいはその県外の気象が悪くて暴落したとか。そういうときには、これは農業の話ですが、農家所得は減るわけです。それでも所得割、資産割というものがある限り、払いたくても払えない状況が出てくるわけですよ。ですから、それだけではありませんよ。この特に標準地番号141というのは、役場の資産、下のほうの馬場通りですが、その辺はだんだん年をとって商売もできなくなる。そういう収入も減っていくという状況の中でも、所得税、資産税、それから健康保険の資産割が高いわけですよ、他の地域に比べて。特にこの家屋の評価については、評価の仕方が変わって減価償却もしないということになっていって、ずっと同じ課税標準額なんです。それと古くなっても、床がぼろぼろになっていても、そういう状況にある家もあります実際に。

それから、評価額の高いところでは、家屋は古くなって資産税はかからないんだけど、土地の資産割が高いということもあります。そういう35の評価地点があるわけですが、5倍の差があるというのは、同じ村で、しかも健康保険税にまでこの差が出てくるというのは、非常におかしいと私は思っています。

それから2つ目に、この健康保険税が今のように高くなってきたというのは、1984年まではこの国保に対する国の財政負担は50%だったそうですね。ところがどんどん引き下げられてきて23%、国庫負担が23%まで引き下げられてきた。これが今、我々が国保が高くて大変だという一番の原因になっているわけです。この社会保障を充実させるためにということで、消費税も導入されたわけですが、実際には介護保険もこの医療保険についても、悪化の一途をたどっている年金についても。先ほどの答弁で、今後一般会計からの補助といえますか。繰り入れは今後するつもりはないというような答弁でしたけれども、平成25年度の決算審査意見書の資料では、平成13年から平成24年度まで228件、金額では1,333万円余り、平成25年度は93件、506

万円、約7万円。この平成13年から平成25年までの計で321件、約1,840万円の滞納額があります。これは担当に言わせると、実際に払えない人と、それから悪質な人がいるという話を聞くんですが、私はこれは平成25年度の結果ですが、平成26年度の国保税について、5期、国保税は5期あるんですが、1期しか払えなくて4期は滞納していると。これは結構、大きな家を建てたんですが、その後、農業がうまくいなくて滞納しているという人の話も聞きました。私は、この所得に応じた応能割というのは、所得、実際に所得の多い方、それにすべきだと思うんですね。資産というのは、売らない限り所得にはなりません。応能にはなりません、実際にね。例えばアパートのように、貸すならば所得も入ってくるでしょうが、住宅の場合は、自分たちの衣食住、住んでいるところでは利益は出ませんよ。ところが税金の取りやすいこの固定資産税を行政は、資産税を国保でも介護保険でも、それから後期高齢者医療制度でも、その資産割があります。

きょう配られた基金の状況を見ますと、財政これは平成27年5月31日現在ですが、財政調整基金が17億7,200万円。それから隠れ財調と言われている減債基金、これが7億円余り、合計で24億円余りの積立金があります。これを活用すれば、国民健康保険税を引き下げることが、私は可能だと思いますよ。今計画されている運動公園ですか。総合運動公園、あれには60何億かかかるわけでしょう。ああいう8%の計算がされていますから、消費税。もっと上がることは、総額がもっと膨れ上がることはもう目に見えています。そういう大規模計画、大規模開発に金をつぎ込むのではなくて、村民のこう懐をあたためるような対策をぜひとっていただきたい。私はそう思いますが、どうですか。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

私は第1回目の答弁で言っていますが、現段階ではその辺は考えておりません。しかしながらというところで適宜、その辺の部分の保険税の見直しをやりながら、その辺については、ケースバイケースで対応していきますという部分で書いてあります。法定外繰入金については、必要に応じて対応をしてみたいと考えております。

ただ現段階の6,000万円を繰り入れている中で、資産割税率を今、30をすべてあわせて44、いくらかですかね。介護納付金入れて、そういう部分の率を下げても6,000万円を7,000万円、8,000万円にするということは考えておりません。しかしながら先ほどもあるとおり、この辺の税率の資産を行いながら、被保険者がそれ以上の保険税の負担には耐えられないというときには、当然繰り入れをして、被保険者に軽減を図っていくということは、これ当然のことだと思っておりますが、基本的に3割税率を下げても、すぐその差額分をこれ一般会計の法定外の繰入金が増額するということは、現段階では考えていませんということですので、この辺はそういうことで考えていただきたいと思っております。

また、この国民健康保険税のこの辺の負担と、私たち村が進めるその辺の地域活性化の施設とのいう部分も議論も絡み合ってきていますが、その辺の部分はまたなかなか考え方の違うところだと、私は思っております。そういう中で国保税に限っていえば、やはり伊江村は応能割が50.5、応益割が49.5ということで、国が示した応能割、応益割の50対50に非常に近く、適切な賦課課税をしているということで私は思っております。ほかの市町村は70対30とかもありますが、そういう中で、今後検討していきたいというふうに思っているのは、その4方式の中で所得割が40%、資産割が10%というのが、賦課案分方法の基準ですので、その辺の部分が伊江村のこの応能割の比率として適正なのかどうなのかは、今後担当課の中で検算をさせていきたいと思っております。そういう賦課案分方法の国が示した40対10というふうになったときに、資産割率を今の10にしたときに、じゃあどこでその部分を補填していくかという部分は、名嘉議員は所得がある方の所得割率をあげて、これで補填すべきだということだと思っておりますが、所得のある方は現役世代でなおかつ今でも苦しい

わけですよ。その辺の部分の5.86かな。その辺の部分をやるとすれば、もっと上げないといけないという部分ですから、その辺名嘉議員は重々承知をしていて、要するにほかの部分に据え置きながら、保険税の税率を下げて、資産割税率を下げて、この辺の部分を繰入金で法定外の繰入金が賄っても、基金がそれだけあるんですから、大丈夫じゃないですかというふうな議論だと私は今理解をしておりますが、先ほども申し上げたとおり、一切今後、一般法定外の繰入金の増額はしないと断っておりますので、その年度、年度のこの辺の保険税の調定額を見て、それに応じて対応をしていきたいということですので、そういうことで御理解をいただければと思います。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

村長、応能割の中で資産割を低くして、所得割を上げたらどうかと、私が言っているようなことを言われましたが、私はそうではありません。というのは前回、平成23年度に応能割をいじくったわけです。資産割を低くして、所得割を引き上げた。そのことによって、資産があるけれども、所得が少ないと。これは結構、年齢のいった方々が多いんですね。ところが、まだ親から贈与も受けてなくて資産もないという方で所得はあるという方については、保険税の高騰、引き上げにつながったわけです。だからこういうこの比率をいじくったら、どうしても低くなる人と、高くなる人が出てくるんですよ。だからこういうことはしないで、一般会計からこれだけゆとりがあるんだから、一般会計から補てんをして、税金を上げないようにしてください。税率ももっと資産割は厳しい人がいるから、資産割を低くしてくれということなんですよ。この資産割を低くした分、所得割を高くしてくださいということではありません。村が補助をしてくれと、国保会計に。そういうことなんですよ。どうですか。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

では済みません。私のほうから。

平成25年度の実績でございますが、実は医療費に要した経費が6億6,000万円余りあります。うち、通常国保の医療費を払う場合には3割は自己負担分がございます。その部分が1億8,000万円。それ以外につきましては、7割が要は保険者が負担、要は村が負担をして、医療費機関へ支払いするということになります。その負担額が4億7,800万円を出しております。そのうち、実質いろんな保険税では、賄えない部分がございます。平成25年度の税収で言いますと、税収で1億3,600万円しかございません。それで実質5,300万円を要は医療費の額が多く出ると。保険者側から。そのために平成25年度も当初予算の編成時に、村長、副村長相談をいたしまして、ずっと平成24年度から、平成26年度、平成27年度も6,000万円を一般法定外の繰入金として見ております。それ以外にも保険者が負担する部分として、例えば高額療養費でありますとか、個人の限度額を超えた部分の療養費についても、同じように負担をしております。その辺についても、いろいろとございまして、先ほど来、村長が申し上げたとおり、当然年によってはその年度、年度でいろんな例えば、インフルが大流行とかした場合にはどうしても医療費が上がったりというのは、もう多々あることですので、その辺を見据えながらということだと、私は村長が先ほど申し上げたのは理解しております。そういうことで、最後に村長が最初の質問で申し上げたとおり、医療費の抑制、村民が一番健康で充実した生活ができれば、中長期的に見れば、本当に医療費の抑制につながるということで、住民課といたしましても、縦横の連携を図りながら、教育委員会等とも連携を図りながら、今回あったようなチャレンジデーとか、この辺にも十分力を入れていきたいと考えております。

○ 議長 島袋 義範 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

私だけ答弁してもあれですので、担当課長からも答弁をさせていただきましたが、名嘉議員と思いは一緒だと私は思っています。やはり村民の健康を守る、人命を守るために、国民健康保険を円滑に運営をしていくという中で、医療費が高くなれば、やはり被保険者の保険税の負担が高くなるという部分で、おっしゃるように中には、その保険税が高くて、この支払いに困窮しているという状況もあるというのは、十分認識をしているところであります。だから、先ほど来申し上げているとおり、その年度、年度の医療費、その辺の保険税の調定額を見ながら、一般会計の繰り入れについては、法定外の繰り入れについては、随時対応をしていきたいという部分で、思っております。

もう1点は、資産割については名嘉議員がおっしゃるとおり、要するに高齢者の皆さんでは収入がない方が、自宅の固定資産でそのまま保険税のほうに算定されるという不合理性もありますし、またこう店舗とか、アパートについては、これを使用して上げた所得との二重課税ではないかという疑念もあるというのは、十分に私も承知をしているところであります。そういう中で国から示されたこの国民健康保険税の賦課基準、先ほどからずっと言いますが、所得割総額40、資産割総額が10%ということで、もっと言いますと、均等割総額が35、平等割、世帯割が15という、そういう基準が示されていますから、私も今後担当課にずっと指示していきたいと思いますが、まずは今後の新年度のこの予算編成あるいは国保税の賦課のときにこの賦課基準ののっとなって、最初保険税を算定をして、そういう中で被保険者の保険税がどのように変わっていくのかを見ながら、今後の法定外のこの一般会計の繰り入れについては、対応をしていきたいということで、先ほど来言っているように、今後一切、法定額の繰入金はやりません」ということではありません。そういう部分の保険税、1人当たりの保険税のこの辺の推移を見ながら、これぐらいになると被保険者の負担が過重になるというのであれば、当然、法定外の繰入金を入れて、その負担軽減を図るというのが、政策的な見地からの支援だと思っておりますので、そういう部分で今後も国民健康保険税のこの一般会計の繰り入れについては、対応をしていきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 議長 島袋 義範 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

今後とも、一般会計からの繰り入れは増やさないとということではないということでしたので、それはそれでいいと思います。終わります。

あと、今後この後半の部分に、これ17ページの国民健康保険事業を都道府県単位に広域化して、財政運営の責任を担う保険者を県に移行する改革案を、社会保障制度国民会議から、国に報告されております。というこのような国保制度改革に向けた国、県の動向を注視してまいります。というふうに書かれているんですが、インターネットで調べてみますと、平成27年5月29日に、国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布されました。とあるんですよ。これは社会保障制度国民会議の段階ではないんですね、もう。既に公布されている。今後どういうふうになっていくかということについては、見通しはいかがですか。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

沖縄県におきましても、沖縄県国民健康保険広域化等連携会議というのが設けられております。その会議の中で、各県を市町村から代表された8市町村から代表された各地区の国保協議会から選出された市町村の

方々がその広域化に向けて、今後沖縄県がどうあるべきかということは今議論しているところでございます。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

今のところ、見通しというのは全然わからないわけですね。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

あとですね。沖縄県国民健康保険広域化方針というのもありますから、必要であれば配布したいと思いますが、その中では、もう平成30年には保険者は検討するという方向が決まって、この移行に向けていろんな動きが今、始まっているわけです。先ほど課長がこたえた部分は、沖縄県における部分なんです。でも全国知事会はそれにこの国からの要するに財政支援がないと、この保険者として、要するに今ある市町村国保のこの現状は、ただ保険者を広域化して県にさせても、これは抜本的な改革にはならない。先ほど名嘉議員がおっしゃった、ずっとずっと国庫負担金、あるいは補助金を減らしてきた国のこの辺の部分で財政支援を県にやらない限りは、保険者が市町村であろうが、県であろうが一緒ですよという部分で、ずっとその辺の財政支援を今求めて、国と知事会がやっているわけです。

ただ、方向性としては、当然その辺の部分のスケールメリットがでますので、県を保険者として県ひとつとする保険者に移行するというのは、おおむねそのとおりだと思っております。そういう中で市町村はじゃあどういふことを担うかという、やはり窓口業務とか、この辺の保険料の徴収とか、あるいは相談とかの部分は、これまでどおり市町村国保が担っていくという役割分担の中で、今平成30年のこの移管に向けて、移行に向けて、国あるいは全国知事会、あるいは各都道府県の中で、そういう実務的なすり合わせの作業が進んでいるという状況で、私たち首長に対してはまだその辺の説明はされておりませんが、おおむねその方向性だという部分で理解をしているところであります。以上です。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

国保税が払えなくて、短期保険証しかもらえない。そういう方々がおります。全国的にはこれ全国ではありませんね。国保税が払えなくて、保険証を取り上げられて、これは今年6月5日のタイムスの記事ですが、論壇で、「病院に行かずに死亡した人が56人いるそうです。」こういうことがないように、国保税を厳しく取り立てるということではなくて、村民が体調が悪いときには、すぐ病院に行けるような。そういうあらゆる国保税にしていただきたい。一般会計でもそういう支援をしていただきたいということを要望して質問を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで10番 名嘉 實議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第6．報告第5号 平成27年度伊江村人材育成会の業務報告についてを議題とします。

提出者から報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

では報告第5号 平成27年度伊江村人材育成会の業務報告についての報告を申し上げます。

今回の報告につきましては、伊江村人材育成会設置条例第4条第1項の業務報告の規定に基づき、去った

総会で承認をされました平成26年度事業報告、決算書及び平成27年度事業計画書予算書並びに財産目録などを別紙のとおり、村に提出がありましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

中身については、後ほどお目通しをよろしく願いをいたします。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで報告第5号は終わりました。

日程第7 報告第6号 平成26年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

報告第6号 平成26年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告をさせていただきます。

次のページを開けてください。平成26年度に一般会計として繰越明許費として繰り越した事業につきましては、2款1項地域創生戦略支援交付金（先行型）で3,350万円、同じく2款1項で地域創生戦略支援交付金（消費型）で、1,811万5,000円。6款1項村づくり交付金事業（伊江地区）で1億4,354万3,000円、同じく6款1項で元気な地域づくり交付金（東江前第1地区）8,014万2,000円、6款1項団体営農地保全整備事業（フナズ地区）で1,530万円、6款3項産地水産業強化支援事業で2億4,096万6,000円、10款2項伊江小学校校舎改築併行防音工事で1億1,214万5,000円、10款4項伊江幼稚園改築併行防音工事で1,491万2,000円、合計で8事業で全体金額16億258万9,000円のうち、6億5,862万3,000円を繰り越しして事業を執行しているところであります。その繰越額の財源内訳につきましては、既収入特定財源で2,804万4,000円、国、県支出金で4億6,105万2,000円、地方債で4,790万円、その他で2,879万3,000円、一般財源として9,283万4,000円がその翌年度繰越額の財源内訳となっております。以上、報告をさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで報告第6号は終わりました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さんでした。

（散会時刻15時19分）